

平成29年第3回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成29年3月22日（水） 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷得子
- 4 欠席者 無
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、
書記 石井 靖紀、門間 淳子
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第17号 選挙人名簿に登録することについて（選挙時）
 - (2) 議案第18号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
 - (3) 報告第4号 選挙権を有する者の50分の1の数について（選挙時）
 - (4) 報告第5号 選挙権を有する者の3分の1の数について（選挙時）
 - (5) 議案第19号 期日前投票管理者の職務代理者の選任について
 - (6) 議案第20号 期日前投票立会人の選任について
 - (7) 議案第21号 委員長専決事件の指定について

午前9時00分開会

木村書記長 それでは、定刻前ですけれども、皆さんお揃いでございますので、只今から平成29年第3回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。はじめに、委員長の方からご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 おはようございます。いよいよ明日知事選の告示ということで新聞では三つ巴の戦いということで、選挙戦は活発になると思います。そういった関係で投票率も上がってくればなと思っております。

今日は選挙時登録の関連になりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

近藤委員長 それでは、会議の方、進行させていただきます。

本日の会議録署名委員の指名ということで、田村委員と川田委員をお願い致します。

近藤委員長 それでは、案件に入ります。議案第17号「選挙人名簿に登録することについて」。事務局より説明をお願いします。

門間書記 議案第17号「選挙人名簿に登録することについて（選挙時）」。

公職選挙法第22条第2項の規定により、別紙の者を平成29年3月22日付けで選挙人名簿に登録する。

内容について、説明致します。

先回の3月2日開催の委員会でもご説明致しましたが、この度の秋田県知事選挙につきましては、平成29年4月9日での投開票が決まっております、選挙執行のための選挙人名簿の登録、いわゆる選挙時登録を、本日3月22日を基準日として行うことになっております。

まず、「1」の新有権者登録ですが、登録対象は、3月定時登録後、選挙期日の平成29年4月9日までの間に満18歳に達する者で、生年月日が平成11年3月3日から平成11年4月10日までの者で、男9人、女9人、計18人となっております。

次に、「2」の転入登録についてです。本日基準日の転入登録につきましては、3月定時登録後の新たな3カ月経過でございます、転入日では、平成28年12月2日から平成28年12月21日までの者で、男2人、女4人、計6人。

よって、今回の新有権者と転入を合せた登録者総数は、男11人、女13人、合計24人となっております。

別紙の名簿の方をご覧ください。

1頁目が新有権者登録の対象者で、「生年月日」の欄が、平成11年3月3日から平成11年4月10日までとなります。

次に、2頁の方をお願い致します。

こちらは転入登録で、3月定時登録後に、転入3カ月経過となった者で、名簿の「住民となった届出日」の欄が、平成28年12月2日から平成28年12月21日までとなります。

説明は、以上です。

近藤委員長 はい。それでは、名簿の方もご確認いただき、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言願います。

(各委員、資料を確認)

近藤委員長 皆さん、名簿等を確認されて、ご質問等ございませんか。
(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第17号を原案どおり決定致します。

近藤委員長 次に、議案第18号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明をお願いします。

門間書記

はい。議案第18号「選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）」。

公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成29年3月22日付けで選挙人名簿から抹消する。

本日の登録抹消は、3月定時登録後に死亡した者と三種町から転出して新たに4カ月を経過した者の選挙人名簿からの抹消となります。

まず、「1」の死亡抹消者ですが、平成29年3月2日から昨日までに死亡の届出があった者で、人数は、男11人、女13人、計24人です。

次に、「2」の転出抹消者です。3月定時登録後の新たな転出4カ月経過者で、転出届出日が、平成28年11月2日から平成28年11月21日までの者となります。人数は、男5人、女7人、計12人となっております。

よって、今回の死亡と転出による抹消者総数は、男16人、女20人、合計36人となります。

抹消につきましても、別紙の名簿の方をご覧ください。

まず、3頁が死亡抹消者の一覧となります。

先程ご説明しましたとおり、死亡抹消24人につきましては、「死亡年月日」の欄が、3月2日から3月21日までとなります。

No.21の方ですが、死亡年月日が2月25日となっておりますが、先月下岩川向達子の火災で身元不明の方がおひとりおりましたが、昨日付けで身元が判明し、死亡の届出処理がされましたので今回の抹消となります。

次に、4頁をお願いします。

転出抹消12人につきましては、名簿の「住民でなくなった年月日」の欄が、平成28年11月2日から平成28年11月21日までの方となります。

説明は、以上です。

近藤委員長

はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見等ございましたら、お願い致します。

（各委員、資料を確認）

近藤委員長

皆さん、ご質問等何かございませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長

特に無いようですが、議案第18号を原案どおり決定してよろし

いでしょうか。

(「異議無し。」の声有り。)

近藤委員長 はい。それでは、議案第18号は、原案どおり決定と致します。

近藤委員長 続きまして、報告第4号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と報告第5号「選挙権を有する者の3分の1の数について」は関連性がありますので一括上程と致します。事務局より説明をお願いします。

門間書記 報告第4号「選挙権を有する者の50分の1の数について（選挙時）」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、311である。

この50分の1の数につきましては、下に記載の改廃請求及び監査請求に必要な署名数でございまして、選挙人名簿登録者数の50分の1に当たる311となっております。

算定の基礎になります、今回の選挙人名簿登録者数につきまして、お手元の「選挙人名簿登録者数増減表」という表の資料をご覧ください。

表の左から、3月定時登録の名簿登録者数が合計で15,546人。これに対し、本日の抹消者数が死亡と転出を合わせて36人、登録者数が新有権者と転入を合わせて24人。登録と抹消を増減した今回の名簿登録者総数は15,534人。3月定時登録時から12人の減となっております。

報告第4号の50分の1の数につきましては、この15,534人の50分の1で311となっております。

続きまして、報告第5号「選挙権を有する者の3分の1の数について（選挙時）」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,178である。

この3分の1の数につきましては、下にございます解散請求及び解職請求に必要な署名数でございます。選挙人名簿登録者数が15,534人でございますので、その3分の1に当たる5,178が必要署名数となります。

説明は、以上です。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願

い致します。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、報告第4号、第5号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません」の声有り。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、報告第4号、第5号について、原案どおり承認することと致します。

近藤委員長 続きまして、議案第19号「期日前投票管理者の職務代理者の選任について」。説明の方をお願いします。

門間書記 はい。議案第19号「期日前投票管理者の職務代理者の選任について」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

内容について、説明致します。

3月2日開催の委員会におきまして、期日前投票管理者3名の選任について決定いただいておりますが、その職務代理者につきましては、ご覧の3名を選任したいとしております。

期日前投票管理者及びその職務代理者につきまして、公職選挙法上「選挙権のある者の中から」選任するとなっております。人選につきましては、選挙事務の便宜上、町職員の中からご覧の3人を選任しております。

以上で、説明を終わります。

近藤委員長 議案第19号について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願い致します。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、議案第19号については、原案どおり決定と致します。

近藤委員長 議案第20号「期日前投票立会人の選任について」。事務局より説明をお願いします。

門間書記 議案第20号「期日前投票立会人の選任について」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

8 頁から 10 頁の別紙をご覧ください。

期日前投票におきましても、期間中、毎日 2 人ずつ投票立会人を置く必要がありますことから、各投票所について、ご覧のとおり選任したいとしております。

今回の選挙は、期日前投票の開始日が異なることから、八竜農村環境改善センターについては、知事選挙と県議会議員補欠選挙についてそれぞれの表に記載しておりますが、3 月 24 日から 31 日までは県知事選のみの選任となり、4 月 1 日からは、琴丘。山本地域と同様知事選及び県議補欠選両方の投票立会人となります。

なお、期日前の立会人につきましては、公募の登録制にしておりますので、登録者の意向などを調整しながら、各投票所に 2 人ずつ配置しております。

また、11 頁の方に、各立会人の従事日を分かりやすく表にしておりますので、そちらの方もご確認いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

近藤委員長 それでは、別紙の方もご確認いただきながら、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願い致します。

(各委員、資料を確認)

川田委員 これは、前もってみなさんで集まって日程を決めているのですか。

門間書記 いえ、お一人ずつ電話で連絡して決めています。

近藤委員長 他にありませんか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第 20 号は、原案どおり決定致します。

近藤委員長 続きまして、議案第 21 号「委員長専決事件の指定について」。説明をお願いします。

三種町選挙管理委員会規程第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

委員長専決指定事件

平成 29 年 4 月 9 日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更

内容について説明致します。

期日前投票管理者等が、正当な、かつ、やむを得ない理由により、

その職を辞退した場合は、選挙管理委員会が直ちに他の者を選任する必要がありますが、その選任につきましては、急を要することから、委員長の専決事項にさせていただくものです。

なお、期日前投票立会人が投票日当日になって欠けた場合につきましては、投票管理者が補充選任することになりますので、これを除くものとしております。

以上で説明を終わります。

近藤委員長 はい。議案第21号について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願い致します。

近藤委員長 これについて、皆さん何かございますでしょうか。
（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長 それでは議案第21号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長 ご異議等無いようですので、議案第21号を原案どおり決定させていただきます。

近藤委員長 以上で議案審議の方は終わりました。
その他としまして、事務局の方からお願いします。

門間書記 はい。それでは10頁の方で、今後の日程について確認させていただきます。

（以下、資料に基づき説明）

午前9時40分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____